

日本プロ野球におけるドラフト制度の問題点と改善案

Problems and the improvement plan of the draft system in the Japanese professional baseball

1K04B121-1

情野 亮

指導教員

主査 宝田雄大先生

副査 彼末一之先生

緒言

2007年3月9日、西武球団が過去にアマチュア選手2名に対して金銭供与をしていたことが発覚した。この西武の問題だけでなく他にもドラフトに関する多くの問題が発生してきた。そのため国民に愛され、子供に夢をあたえるべきプロ野球にするためドラフト制度を変えていく必要があると思いこの研究をすることにした。

この研究の目的は次の4つである。

1. 日本のプロ野球にドラフト制度が導入された背景、目的を調べ、これまでの歴史の変遷をたどり、どのような経緯で現行の制度に至ったのかを調べる。
2. 日本のプロ野球以外の新人獲得制度はどのような制度になっているのかを検証していく。
3. ドラフト制度導入以降に起こった事件などから現行のドラフト制度の問題点を客観的事実によって実証する。
4. 4. 1～3 を踏まえたうえで、現在どのような方向に向かっているのか、2008年以降のドラフト制度はどうあるべきかを具体的に提案していく。

本論

第1章 ドラフト制度のはじまり

ドラフト制度が始めて行われたのは1936年のNFLである。弱小の差が大きかったフットボール産業で、「リーグ全体が共存していくためには、弱いチームから順に新人選手を獲得する権利を与えるべきである」という考えから起こった。日本での導入は1965年であり、日本にとってNFLのドラフト制度は新人選手獲得の際に競争が生まれず、契約金の高騰が抑えられ球団への負担が大幅に軽減される点や、戦力の均衡という点からも魅力的な制度であり導入に至った。

第2章 ドラフト制度の歴史の変遷

1965年からの2年間は希望選手名簿制度で事前に提出した名簿を基に指名する制度である。1967年から1977年は指名順選択制度となり予め指名順位を抽選で決定し、それに基づき指名をする制度であった。1978年から1992年は順位ごとに希望選手を提出し重複した場合は抽選を行う入札制度となり、1993年から2006年は大学生・社会人を対象に希望の球団を指名できる逆指名制度(自由獲得枠、希望枠制度)が導入された。

第3章 日本プロ野球以外の新人獲得制度

アメリカのMLB、NFL 日本プロバスケットリーグ(bjリーグ)では完全ウェバーによるドラフト会議によって選手を獲得している。Jリーグにはドラフト制度が導入されていない。

第4章 ドラフトに関する主な事件

これまでに「柳川事件」、「荒川事件」、「江川事件」、「桑田、清原事件」、「スカウト自殺」、「一場栄養費問題」、「西武裏金問題」など世間を揺るがす事件が発生してきた。

第5章 これまでの日本のドラフト制度の問題点

戦力均衡が目的のドラフト制度であったはずが、逆指名制度の導入によって資金力のある球団が金銭を利用して有力選手を獲得するということが起こってきた。日本の各球団が『共存共栄』の意識が低いことが一番の問題である。

第6章 2008年以降のドラフト会議に向けた動き

分離ドラフトの廃止や獲得選手の契約金の上限を1億円、出来高払いを契約金の50%とし、破った場合は制裁を加えることが既に決まっている。また「何らかの形で選手に希望の球団を聞く方法」にする案が出されているが、選手会側とは意見が食い違っているのが現状である。

第7章 ドラフト廃止論について

ドラフト制度を廃止し、自由競争の下で選手を獲得することを主張する者がいる。しかしそうなれば金銭による交渉が進み、資金力のある球団に戦力が偏ることになり、球団経営の悪化、戦力の不均衡とドラフト導入前の状況に戻ってしまう。

結論

私は以下の3つを改善案として提案する。

1. 完全ウェバー制のドラフトとする。
2. FA 権取得年数を現行の9年から入団後出場登録日数に関係なく7年とする。
3. FA により選手を獲得した球団は、金銭での補償を廃止し、翌年のドラフト会議での指名権を元の在籍したチームに譲渡する。

完全ウェバー制のドラフトにしたことで入団時の選手が球団を選ぶ自由を制限した代わりとして2のFA権取得年数の短縮を提案する。これら3つの制度は各球団がこれまで以上に「共存共栄」という意識を持たなければ成り立たないものである。